六、サンスター文具株式会社に対する件

昭和五六年（排）第七号

排除命令

東京都台東区竜泉三丁目三五番一三号
サンスター文具株式会社
右代表者　代表取締役　小林三造

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　サンスター文具株式会社は、小売業者を対象に、昭和五六年五月二六日から、「第一七回ハイハイセール」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、前記告示第一項第一号又は第二号の方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければなら

ない。

事　実

一　サンスター文具株式会社（以下「サンスター文具」という。）は、肩書地に本店を置き、学童用文具の製造販売業を営む事業者である。

二　サンスター文具は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県において同社の学童用文具を販売する小売業者を対象に、「第一七回ハイハイセール」と称して、昭和五六年五月二六日から、学童用文具セット（一セット当たり小売価格四二、七〇〇円から一九一、二〇〇円）一セット購入ごとに、同社が浅草国際劇場において同年八月二四日に主催する催物への招待券一枚、合計六、二〇〇枚を提供し、右招待券による入場者を対象に、抽せんにより、次表に掲げる景品類を提供することを企画し、これを実施した。

名　称	当選者数	景　品　類
アメリカ・ハワイ賞	計　二名	アメリカ西海岸・ハワイ旅行優待（旅行費用のうち一〇〇、〇〇〇円を提供）
香　港　賞	計　二名	香港旅行招待（八八、〇〇〇円相当）
ラッキー賞	計　六〇名	競技用室内機（一、二〇〇円相当）
サンスター賞	計六〇〇名	ウッドブテイック（八八〇円及び七八〇円相当）

三　サンスター文具の前記二の懸賞に係る取引の価額のうち最低のものは、小売価格に照らし四二、七〇〇円を超えることはないから、懸賞により提供することができる景品類の最高額は一万円までである。したがって、前記二の景品類中「アメリカ・ハワイ賞」及び「香港賞」の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、サンスター文具の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同告示第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五六年一一月二七日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　平田胤明

委員　渡辺豊樹